

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="186 343 1182 370">情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）</p> <p data-bbox="167 432 1229 575">この明細書は、青色申告者とその年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p data-bbox="167 591 1229 653">この明細書は、「情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="167 668 296 691">1 記載要領</p> <p data-bbox="186 707 1229 772">(1) 「①」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。</p> <p data-bbox="186 788 1059 811">(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p data-bbox="186 826 1229 892">(3) 「⑧」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p data-bbox="167 908 277 931">2 提出先</p> <p data-bbox="208 946 460 969">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="167 985 296 1008">3 根拠条文</p> <p data-bbox="208 1023 378 1047">旧措法第10条の6</p>	<p data-bbox="1503 351 2455 378">情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）</p> <p data-bbox="1448 440 2527 548">この明細書は、青色申告者とその年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p data-bbox="1448 564 2527 625">この明細書は、「情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1448 641 1577 664">1 記載要領</p> <p data-bbox="1468 680 2527 745">(1) 「①」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。</p> <p data-bbox="1468 761 2354 784">(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p data-bbox="1468 799 2527 865">(3) 「⑧」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p data-bbox="1448 880 1558 904">2 提出先</p> <p data-bbox="1489 919 1742 942">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1448 958 1577 981">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1489 996 1640 1020">措法第10条の6</p>